

Ishikari Bay New Port

石狩湾新港

要覧 2020



石狩湾新港管理組合
Ishikari Bay New Port Authority

令和元年(2019年)7月撮影

概要・経緯

Outline / Circumstances

石狩湾新港は、北海道の日本海に臨む石狩湾沿岸のほぼ中央に位置し、道内の政治・経済の中心である札幌圏に位置する港湾です（札幌市中心部から約15km、車で約30分）。

石狩湾新港地域の開発は、「第3期北海道総合開発計画」（昭和45年7月閣議決定）において、この地域が札幌市を中心とした道央圏に位置しており、札幌圏の物流機能を最大限に活用することができる極めて有利な地理的環境にあることから、北海道開発の一大プロジェクトとして、本港の建設と背後地域の開発が決定されました。

本港の建設は、「石狩湾新港地域開発基本計画」（昭和47年8月策定）において、道央圏における物資需要の増大に対処するとともに、日本海沿岸地域及び北方圏諸国等との経済交流の拠点としての役割を担い、北海道の長期的かつ飛躍的發展を先導する開発事業として位置づけられ、この基本計画を受け、昭和47年11月に石狩湾新港港湾計画を決定しました。その後、北海道内外の社会経済情勢の変化に伴い、より時勢に見合った港湾整備を進めるため、必要に応じて港湾計画の変更を行い、平成27年7月に平成40年代前半を目標とした港湾計画に改訂しました。

当初、北海道が単独で港湾管理者となり本港の管理運営を行っていましたが、昭和48年4月、重要港湾の指定を受け、国直轄事業として本格的に港湾整備が始まったことなどから、本港の建設と背後地域の開発をより有機的かつ強力に推し進めていくため、昭和53年4月から北海道、小樽市及び石狩町（現石狩市）の三者による石狩湾新港管理組合が設立され、今日に至ります。

この間、東地区から整備が進められ、昭和57年に東ふ頭木材岸壁の一部供用開始、昭和63年には中央水路地区花畔ふ頭岸壁の一部供用開始、平成10年には花畔・樽川ふ頭にそれぞれ5バース目が供用開始、平成18年には国際物流ターミナルの核となる西地区－14m岸壁が供用開始しました。

平成31年2月現在、計画27バースのうち20バースが供用開始され、うち1バースは平成25年6月に、災害時緊急物資輸送等の機能を確保する目的で、耐震強化岸壁として整備されています。

CIQに関しては、平成6年4月に出入国港の指定を受け同年6月に開港、同年7月には税関署の設置、無線検疫港の指定を受け、その後平成11年4月に植物防疫港、平成12年4月には動物検疫港、平成17年5月には検疫港として順次指定されています。

平成9年7月に韓国釜山港との間に外貿定期コンテナ航路が開設され、平成13年12月には花畔ふ頭にガントリークレーンを配備する等、北海道の日本海側の国際物流拠点として成長しています。

また、平成24年11月に北海道で唯一のLNG輸入基地の運転が開始され、石油製品・LPG等を含めたエネルギーの総合供給拠点として、重要な物流機能も担っています。

この他、平成15年4月に石狩湾新港地域において重量物輸送が可能となる「港湾物流特区」として認定され、静脈物流ネットワークの拠点となる「リサイクルポート」としても指定されています。さらに平成22年8月に新規の直轄事業が可能となる「重点港湾」に、平成23年11月にLNG機能に係る「日本海側拠点港」に選定されています。

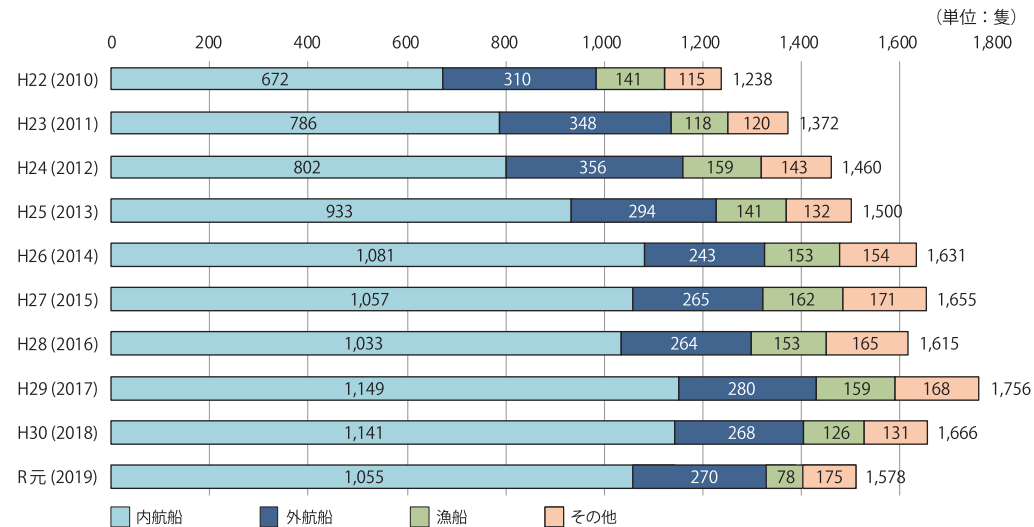
平成29年5月に国土交通省から「農水産物の輸出を促進するための基盤整備事業」の第1号に道内他港5港とともに認定され、北海道産農水産品の輸出拠点としてその役割を期待されています。

石狩湾新港は、港湾整備はもとより、港湾振興の充実に努めるなどハード、ソフト両面にわたり多くの方々に関与され、さらには将来の国際貿易拠点港を目指した港づくりに積極的に取り組んでいます。

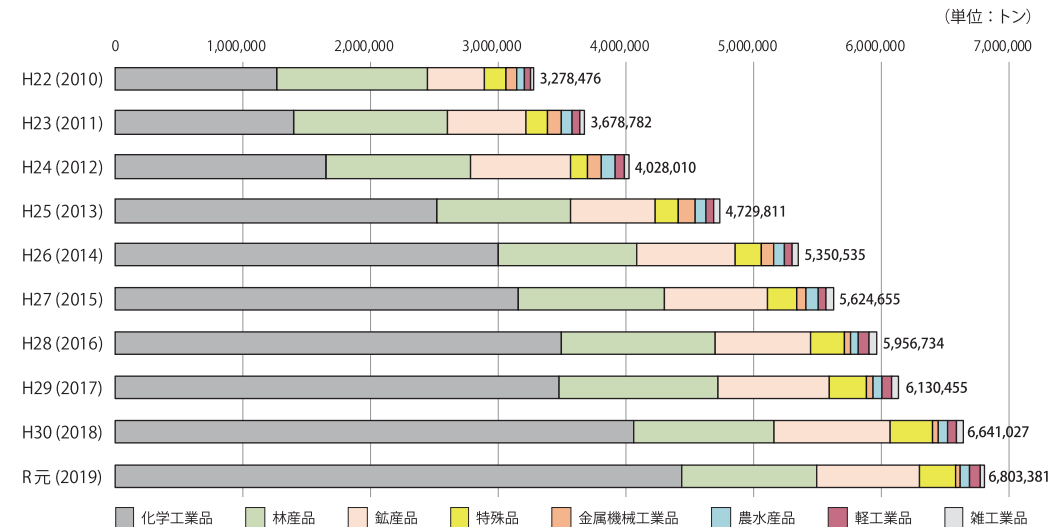
西 暦	年 次	事 項
1871年～1910年	明 治 年 間	ファンゲント、C・S・メーク、岡崎文吉、広井勇ら各氏により、石狩湾に新たな港湾を建設するという構想が立てられる。
1939年	昭和14年	北海道庁、「石狩湾修築並びに工業地帯造成計画」を立案、戦時下で時局悪化のため中止
1970年	45年 7月	「第3期北海道総合開発計画」が閣議決定され、新港の建設及び背後地域の開発が決定
1971年	46年 7月	北海道、「北海道工業団地開発事業条例」を改正し、石狩湾新港地区を買収区域に含める。
	10月	石狩湾新港地域開発連絡協議会発足
	11月	石狩湾新港地域開発計画委員会設置
1972年	47年 1月	石狩開発（株）が第3セクターとして組織変更
	8月	北海道開発庁、北海道開発審議会の答申を得て「石狩湾新港地域開発基本計画」を庁議決定
	10月	石狩湾新港港湾区域の運輸大臣認可
	〃	北海道、石狩湾新港の港湾管理者となることを告示
	11月	石狩湾新港港湾計画の運輸大臣承認
1973年	48年 1月	試験突堤工事開始

1973年	48年 4月	重要港湾に指定
	8月	東防波堤工事に着手
	〃	石狩湾新港港湾計画の告示
1974年	49年 5月	島防波堤工事に着手
1975年	50年 6月	東地区公有水面埋立事業の運輸大臣認可、同工事着手
1976年	51年 11月	石狩湾新港地域の土地利用計画決定
	12月	石狩開発（株） 花畔第1土地区画整理事業に着手
1977年	52年 10月	石狩湾新港地方港湾審議会設立
1978年	53年 2月	北防波堤工事に着手
	53年 4月	石狩湾新港管理組合設立（札幌市に事務所を置く）
	6月	石狩開発（株）、用地分譲を開始
1980年	55年 6月	東地区公有水面埋立事業の運輸大臣許可、同工事着手（木材港区）
1982年	57年 7月	港則法による港域の指定
	8月	東ふ頭木材岸壁、一部供用開始（－10m 1バース）、第1船入港
	9月	石狩湾漁業操業安全基金協会設立
1983年	58年 10月	中央地区公有水面埋立工事着手
	〃	中央水路掘込工事に着手
1988年	63年 3月	花畔ふ頭岸壁一部供用開始（－10m 2バース）
	7月	公共上屋花畔1号供用開始
	8月	石狩湾新港港湾計画を改訂
1989年	64年 1月	植物防疫法に基づく木材輸入特定港に指定
	平成元年 8月	樽川ふ頭岸壁工事に着手
1990年	2年 5月	小樽市と石狩町との行政区域境界変更の告示
1991年	3年 10月	樽川ふ頭岸壁一部供用開始（－10m 1バース）
	〃	公共上屋樽川1号供用開始
1994年	6年 4月	出入国管理及び難民認定法に定める出入国港の指定
	6月	関税法に基づく港指定
	7月	検疫法に基づく無線検疫港指定
1996年	8年 2月	公共上屋樽川2号供用開始
	8月	トラックスケール供用開始
	10月	中央ふ頭オイルタンカー第1船入港
	12月	公共上屋花畔2号供用開始
1997年	9年 7月	外貿定期コンテナ航路開設〔興亜海運（株）〕
	平成元年 12月	石狩湾新港港湾計画を改訂
1999年	11年 1月	公共上屋花畔3号供用開始
	4月	植物防疫法に基づく植物防疫港に指定
	〃	花畔3号上屋・くん蒸施設供用開始
	6月	石狩ポートラジオ開局
2000年	12年 4月	家畜伝染病予防法に基づく動物検疫港に指定
	6月	外航商船入港1,000隻達成（道内港湾最短の開港後6年1ヶ月）
2001年	13年 12月	ガントリークレーン供用開始
2002年	14年 12月	食糧庁から外国米輸入予定港に指定
2003年	15年 4月	内閣総理大臣より、構造改革特区「港湾物流特区」として認定
	〃	国土交通省によるリサイクルポートに指定
	10月	外貿新定期コンテナ航路開設〔高麗海運（株）〕
2005年	17年 5月	検疫法に基づく検疫港に指定
2006年	18年 12月	国際物流ターミナル 14m岸壁等供用開始、第1船入港
2010年	22年 8月	国土交通省より、重点港湾に選定
2011年	23年 11月	国土交通省より、LNG機能に係る日本海側拠点港に選定
2012年	24年 10月	港則法上の「特定港」に指定
	〃	中央ふ頭LNG船第1船入港
2013年	25年 6月	中央水路地区耐震強化岸壁（花畔ふ頭）供用開始
2014年	26年 12月	石狩湾新港長期構想の策定
2015年	27年 7月	石狩湾新港港湾計画を改訂
	10月	外貿定期コンテナ航路開設〔長錦商船株〕
2017年	29年 5月	国土交通省より、農水産物輸出促進計画の全国第1号の認定
2018年	30年 11月	外航商船入港7,000隻達成
2019年	令和元年 12月	取扱貨物量過去最多

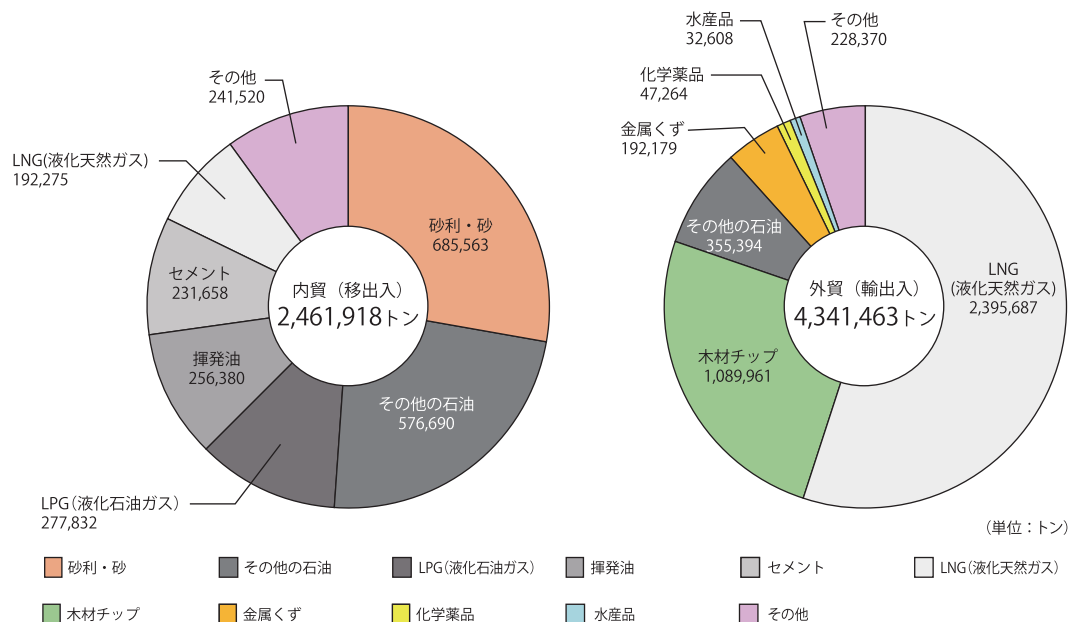
■入港船舶数の推移



■取扱貨物量の推移



■令和元年(2019年)の主な貨物構成



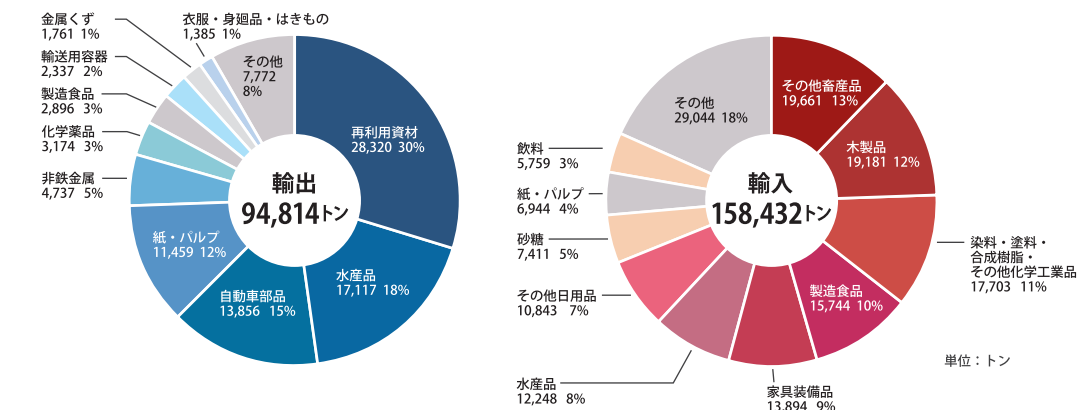
区 分		H27(2015)	H28(2016)	H29(2017)	H30(2018)	R元 (2019)
化学工業品	石油類	2,852,955	3,162,527	3,166,462	3,743,777	4,101,973
	セメント	255,392	271,085	257,629	238,150	231,658
	その他化学工業品	46,720	61,366	48,073	76,837	70,884
林産品		1,143,015	1,200,633	1,244,252	1,102,657	1,093,660
鉱産品	砂利・砂・石材	666,050	609,665	761,912	818,028	689,379
	その他鉱産品	137,248	141,547	114,120	82,896	133,169
特殊品		237,320	255,694	291,217	336,870	264,531
金属機械工業品	金属類	36,081	20,714	7,464	7,575	8,296
	機械類	31,656	33,570	41,518	30,018	27,751
農水産品	米穀類	31,168	7,547	2,147	2,728	8,178
	水産品	50,633	36,921	43,151	45,662	33,768
	その他農産品	16,456	19,181	20,997	23,143	22,816
軽工業品		61,240	74,621	75,142	75,623	66,531
雑工業品		58,721	61,663	56,371	57,063	50,787
合 計		5,624,655	5,956,734	6,130,455	6,641,027	6,803,381

■外貨内貨貨物別取扱貨物量の推移

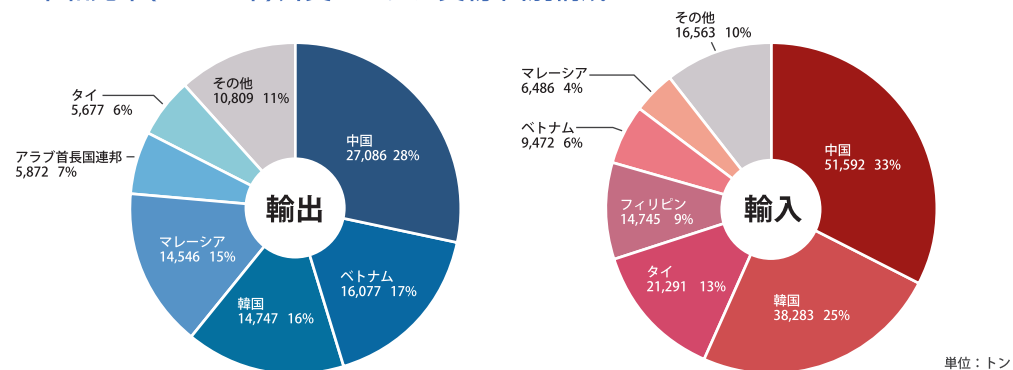
(単位：トン)

区 分	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R元 (2019)
外貨貨物量(輸出入)	2,965,470	3,345,487	3,435,621	3,971,640	4,341,463
内貨貨物量(移入)	2,659,185	2,611,247	2,694,834	2,669,387	2,461,918

■令和元年(2019年)外貿コンテナ貨物 品目別構成



■令和元年(2019年)外貿コンテナ貨物 国別構成



■外貿コンテナ取扱量の推移

(単位：TEU、トン)

区 分		H27(2015)		H28(2016)		H29(2017)		H30(2018)		R元(2019)	
		実入	空	実入	空	実入	空	実入	空	実入	空
個 数 (TEU)	輸 出	12,040	10,888	13,303	12,132	14,972	10,396	12,586	13,889	8,377	15,426
	輸 入	21,684	1,190	24,604	736	24,960	395	26,530	374	23,467	619
	小 計	33,724	12,078	37,907	12,868	39,932	10,791	39,116	14,263	31,844	16,045
	合 計		45,802		50,775		50,723		53,379		47,889
貨物量 (トン)	輸 出		131,920		144,910		165,665		141,360		94,814
	輸 入		169,181		177,290		176,023		183,353		158,432
	合 計		301,101		322,200		341,688		324,713		253,246



石狩湾新港地域開発の現況

Surrounding Area

石狩湾新港を核とした総面積3,022haにおよぶ札幌圏の生産物流基地である石狩湾新港地域は、北海道の産業構造の高度化等を進めるとともに、わが国における日本海沿岸地域の発展および北方圏交流の拠点としての役割を担うことを目指した「石狩湾新港地域開発基本計画（北海道開発庁S47.8策定）」に基づき、これまで基盤整備が着実に進められてきました。

令和元年(2019年)12月末日現在における企業の立地は740社で、面積にして911.8haとなっています。

また、この地域の開発事業は、国、道、小樽市、石狩市、石狩開発株式会社などにより推進してきており、これら関係機関相互の連携を密にし、企業誘致や環境保全の推進などについて連絡協議並びに調査研究を行うため、「石狩湾新港地域開発連絡協議会」が設置され、開発事業の総合的かつ一体的な推進に努めています。

■石狩湾新港地域の土地利用計画

区 分		業務地区	道 路	環 境		その他	合 計
				公 園	緑 地		
流 通 地 区		263	35	6	19		323
工 業 地 区		876	110	38	51	3	1,078
管 理 支 援 地 区		69	7	7	12		95
共 通 地 区	緑 地		3		95	1	99
	海岸防風保安林				633		633
	海岸防風普通林				32	1	33
	道 路		142				142
	そ の 他	7	1		10	125	143
小 計		7	146		770	127	1,050
港 湾 地 区		208	35		8	225	476
合 計		1,423	333	51	860	355	3,022

(単位：ha)

- (注) (1) 面積は、全体計画の各種事業の実施面積及び公簿等による概数である。
(2) 工業地区には、ユーティリティ用地を含む。
(3) その他は、放水路用地、海浜地等である。
(4) 港湾地区は、中央水路、ふ頭用地及び土砂処分用地等である。

■業種別立地・操業企業の現況

令和元年(2019年)12月末日現在

区 分	住宅関連	建設関連	機械金属	生活関連	先端技術 関 連	ユーティリティ	管理業務 地 区	産業支援 地 区	生活支援 地 区	港湾地区	計
立地企業	事業所数	251	90	83	59	3	7	8	4	3	740
	面積(ha)	230.3	134.4	92.9	76.9	2.1	25.9	12.5	3.7	15.1	911.8
操業企業	事業所数	227	70	78	50	3	7	8	3	2	668
	面積(ha)	214.6	101.1	82.9	61.7	2.1	25.9	12.5	2.9	3.0	800.6

※端数処理のため合計が一致しない場合がある。

■石狩湾新港地域に関するお問い合わせ先

石狩開発株式会社 営業推進部
〒061-3241 北海道石狩市新港西1丁目721-11 石狩新港卸センター組合会館2階
Phone (0133) 72-2300 FAX (0133) 72-4055
WEB <http://www.ishikari-dev.co.jp>

自然条件

Natural Environment

■気象

石狩湾地方の気候は、寒冷積雪地帯である本道の中では比較的温暖であり、春秋は晴天が多く雨量も適量で、夏はしのぎやすく、冬の最深積雪は130cm前後です。

風向は、夏季が南東～東南東、冬季は北西～西方向が多い状況となっています。

区 分 年 別	気 温(℃)			降水量(mm)	平均風速(m/s)	降 雪(cm)	
	平 均	最 高	最 低			日降雪の最大	最深積雪
平成27年	8.7	33.8	－16.3	897.0	2.6	34	161
平成28年	8.1	32.0	－16.4	1,122.0	2.9	30	92
平成29年	7.8	32.3	－19.1	1,004.5	2.6	24	75
平成30年	8.2	32.1	－19.7	1,214.5	2.6	30	130
令和元年(2019年)	8.5	33.1	－17.4	679.5	2.7	26	101
10年平均	8.2	32.5	－18.3	1,047.2	2.7	34	133

資料：気象庁HP

■海象

石狩湾新港には検潮所が設置されており、調和解析による各潮位の設定を行っています。

本港の工事基準面は、海図の基本水準面と同一であり、東京湾中等潮位より0.04m低くなっています。また、表層付近の流向は、ある程度、風に影響されますが、夏季は北上、冬季は南下する傾向が強くなっています。

高波の発生は、日本海を北上する低気圧の通過による場合と冬季に集中する大陸の高気圧からの吹き出しによる場合の2種類に大別されます。

波向は、西北西・北西・北北西が全体の約7割を占めます。

波高は、有義波高1m未満が全体の約6割を占め、夏季では全体の約9割と非常に静穏です。

既往最大波は、平成6年2月、波高11.6m、周期11.7秒が観測されています。

既往最高潮位	+ 0.92m	平成6年2月22日
朔望平均満潮位	+ 0.488m	平成30年1月から平成30年12月まで
平均潮位	+ 0.199m	平成30年1月から平成30年12月まで
朔望平均干潮位	+ 0.067m	平成30年1月から平成30年12月まで
東京湾中等潮位	+ 0.040m	
基本水準面	±0m	
既往最低潮位	-0.574m	昭和60年4月13日

観測地：石狩湾新港検潮所 形式：フース型 (DFT-3型)

港湾区域

Port Area

石狩湾新港の港湾区域は、小樽市西浜三角点(9.6メートル)から235度1,900メートルの地点から320度3,600メートルの地点まで引いた線、同地点から48度5,900メートルの地点まで引いた線、同地点から135度引いた線及び陸岸により囲まれた海面となっています。

注) 小樽市西浜三角点：北緯43°11' 33" 806、東経141°16' 48" 800

港湾施設使用料等 料金表

Port Facility Fees

令和元年(2019年)10月1日適用

区 分	内 訳		単 位	金 額	
				外航船	内航船
1 入港料	入港1回につき総トン数1トンまでごと		トン	2円16銭	1円18銭
2 ひき船「かむい」使用料	(1)基本料金	総トン数3,000トン未満の船舶	時間	30,700円	33,770円
		総トン数5,000トン未満の船舶	〃	52,000円	57,200円
		総トン数10,000トン未満の船舶	〃	67,000円	73,700円
		総トン数15,000トン未満の船舶	〃	101,900円	112,090円
		総トン数20,000トン未満の船舶	〃	114,600円	126,060円
		総トン数25,000トン未満の船舶	〃	130,700円	143,770円
		総トン数30,000トン未満の船舶	〃	158,200円	174,020円
		総トン数30,000トン以上の船舶	〃	199,700円	219,670円
		使用時間が1時間を超える場合は、超過時間30分までごとに5割の額を加算する。			
	(2)割増料金	ア：冬期 (1)の5割相当額 イ：執務時間外 (1)の5割相当額 ウ：荒天時 (1)の5割相当額 エ：防波堤外 (1)の5割相当額			
3 岸壁使用料 岸壁、物揚場（漁港区等を除く）に適用	(3)待機料	ひき船が待機した後、使用者の都合により使用時間を変更し、又は使用しなかったとき (1)及び(2)のイの合計の5割相当額			
	(4)石狩湾新港小樽港間回航料	片道	1回	55,000円	60,500円
	(1)総トン数100トン以上の船舶	ア 係留時間12時間まで	トン	8円40銭	9円24銭
		イ 係留時間24時間まで（アの場合を除く）	〃	11円20銭	12円32銭
		ウ 係留時間24時間を超えるときは、超過する12時間までごとにイの額に加算する。	〃	5円60銭	6円16銭
	(2)総トン数50トン以上100トン未満の船舶	ア 係留時間12時間まで	隻	832円	915円
		イ 係留時間24時間まで（アの場合を除く）	〃	1,110円	1,221円
		ウ 係留時間24時間を超えるときは、超過する12時間までごとにイの額に加算する。	〃	555円	610円
4 船舶給水施設使用料	(3)総トン数50トン未満の船舶	ア 係留時間12時間まで	〃	405円	445円
		イ 係留時間24時間まで（アの場合を除く）	〃	540円	594円
		ウ 係留時間24時間を超えるときは、超過する12時間までごとにイの額に加算する。	〃	270円	297円
	(1)基本料金	ア 総トン数100トン以上の船舶	10㎡まで	夏期 7,800円 冬期 10,000円	8,580円 11,000円
			5㎡まで	夏期 3,900円 冬期 5,000円	4,290円 5,500円
		イ 総トン数100トン未満の船舶	5㎡まで	夏期 3,900円 冬期 5,000円	4,290円 5,500円
			1㎡までごと	夏期 780円 冬期 1,000円	858円 1,100円
	(2)割増料金	執務時間外及び荒天時の給水は、基本料金の5割を加算する。			
5 荷さばき地使用料 （漁港区等を除く）	(1)コンクリート舗装の荷さばき地	ア 一般使用料	初日から15日まで	1日までごと	㎡ 4円58銭
			16日以降	〃	〃 6円88銭
		イ 専用使用料	1月ごと	〃	〃 112円59銭
	(2)その他の荷さばき地	ア 一般使用料	初日から15日まで	1日までごと	〃 4円40銭
			16日以降	〃	〃 6円60銭
		イ 専用使用料	1月ごと	〃	〃 107円80銭
	(3)西2号荷さばき地	1月ごと	—	—	3,390,200円
6 港湾施設用地等使用料 （漁港区等を除く）	(1)一般使用料	ア 初日から15日まで	1日までごと	㎡	3円19銭
		イ 16日以降	〃	〃	4円84銭
	(2)専用使用料	ア 防塵柵付舗装地	1月ごと	〃	71円50銭
		イ 舗装地	〃	〃	67円10銭
		ウ 未舗装地	〃	〃	57円20銭

区 分	内 訳				単 位	金 額
7 上屋使用料	(1)一般使用料	ア 許可の日から3日まで	1日までごと	㎡	5円99銭	
		イ 許可の日から4日以降15日まで	〃	〃	12円23銭	
		ウ 許可の日から16日以降30日まで	〃	〃	27円7銭	
		エ 許可の日から31日以降	〃	〃	54円94銭	
	(2)専用使用料		1月ごと	〃	343円	
	(3)天井クレーン付 上屋一般使用料	ア 許可の日から3日まで	1日までごと	〃	19円66銭	
		イ 許可の日から4日以降15日まで	〃	〃	40円	
		ウ 許可の日から16日以降30日まで	〃	〃	88円57銭	
		エ 許可の日から31日以降	〃	〃	179円77銭	
	(4)天井クレーン付上屋専用使用料		1月ごと	〃	567円	
(5)くん蒸施設使用料		1日ごと	〃	188円		
(6)定温施設使用料		1日ごと	〃	83円		
8 荷役機械使用料	(1)ガントリークレーン			時間	51,040円	
	使用時間が1時間を超える場合は、超過時間30分までごとに5割の額を加算する。					
	(2)リーチスタッカー			時間	5,225円	
	使用時間が1時間を超える場合は、超過時間30分までごとに5割の額を加算する。					
	(3)チップ用荷役機械			月	7,477,800円	
9 計量器使用料	トラックスケール			1回	533円	
10 電気施設使用料	冷凍コンセント		1口ごと	時間	146円	
11 漁港施設等使用料 (漁港区等に適用)	(1)港湾施設用地 等使用料	ア 基本料金	1級地	1月ごと	㎡	58円90銭
			2級地	〃	〃	48円51銭
			3級地	〃	〃	41円58銭
			舗装地の場合は各級地の単価に8円7銭を加算する。			
		イ 割増料金	工作物（埋設管、架空管、電柱その他これらに類するもの及び仮設物を除く）を設置する場合は基本料金の2割に相当する額を加算する。			
	(2)漁港区等物揚 場使用料	ア 一般使用料	総トン数20トン未満の船舶	1日までごと	隻	172円
			総トン数20トン以上の船舶	〃	〃	346円
		イ 登録使用料	登録期間1月までの船舶		トン	138円60銭
			登録期間1月を超え3月までの船舶		〃	381円15銭
			登録期間3月を超え6月までの船舶		〃	727円65銭
			登録期間6月を超え9月までの船舶		〃	1,039円50銭
登録期間9月を超え1年までの船舶		〃	1,316円70銭			

備考

- 1 「漁港区等」とは、漁港区及び船溜をいう。
- 2 夏期は4月1日から11月30日までとし、冬期は12月1日から翌年3月31日までとする。
- 3 執務時間は、日曜日、土曜日及び休日（国民の祝日に関する法律【昭和23年法律第178号】に規定する休日、12月29日から翌年1月3日まで及び管理者が必要と認める日をいう）を除き午前9時から午後5時30分までとする。
- 4 「1級地」とは、係留施設の法線から50メートル以内の用地、「2級地」とは、係留施設の法線から150メートル以内の用地で1級地以外のもの、「3級地」とは、1級地及び2級地以外のものをいう。
- 5 「外航船」とは、消費税法施行令（昭和63年政令第360号）第17条第2項第3号に規定する船舶をいい、「内航船」とは、外航船以外の船舶をいう。
- 6 入港料の金額の算出に当っては、次に掲げる入港回数を適用する。

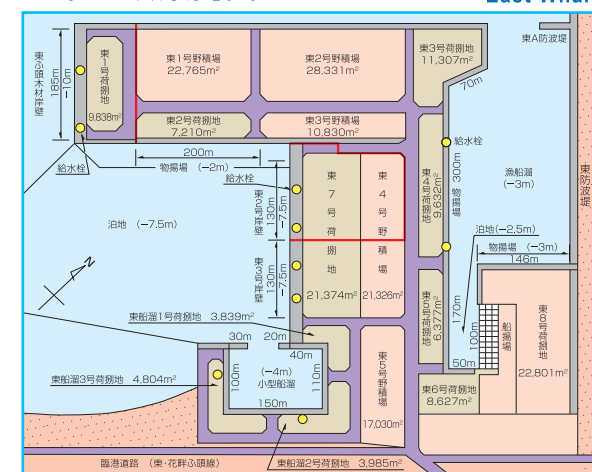
(1) 同一船舶が1日2回以上入港する場合は、1日につき入港1回とする。

(2) 同一船舶が1月11回以上入港する場合は、1月につき入港10回とする。



■ 東心頭案内図

East Wharf

西心頭案内図

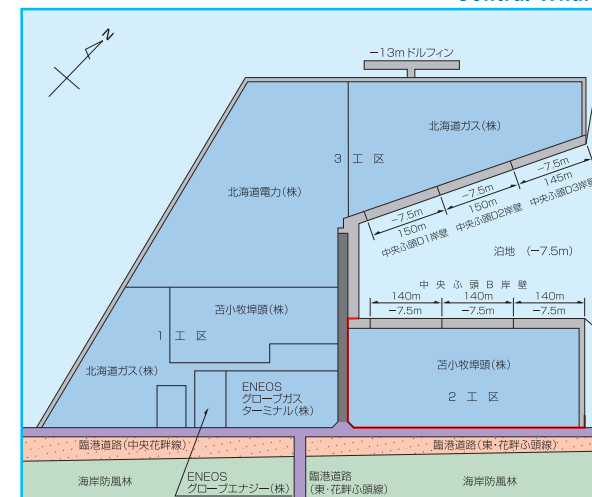
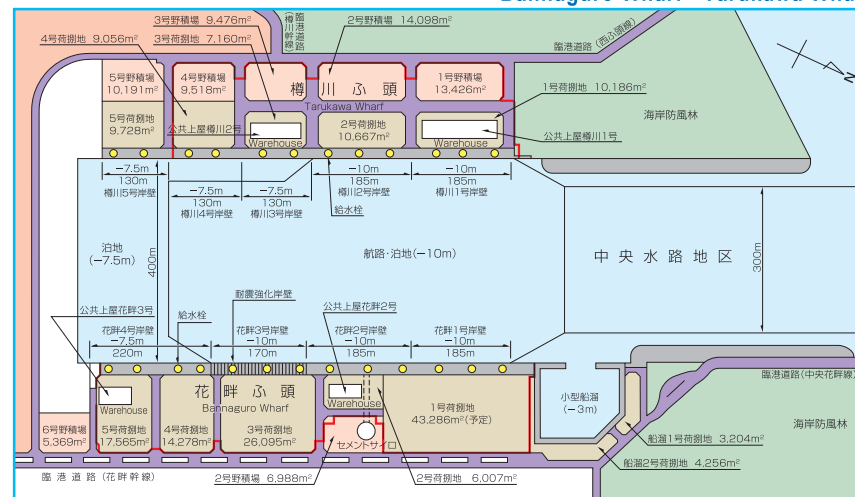
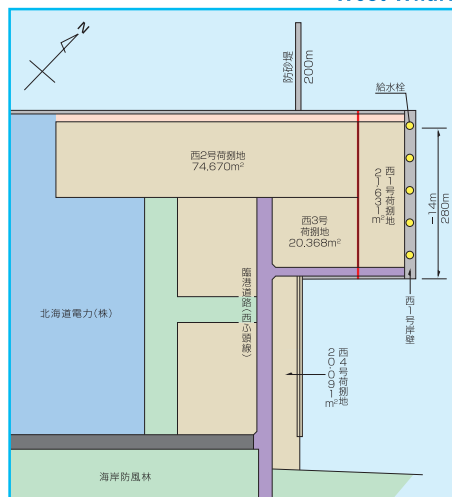
West Wharf

ばん なぐろ
花畔、樽川ふ頭案内図

Bannaguro Wharf Tarukawa Wharf

■ 中央ふ頭案内図

Central Wharf



(1) 外郭施設

令和元年(2019年)12月現在

名 称	計画延長	整備済延長	備 考
北 防 波 堤	4,900m	4,500m	
島 防 波 堤	640m	640m	
東 防 波 堤	694m	694m	
防 波 堤 (島 外)	150m	0m	
東 防 砂 堤	500m	500m	
防 砂 堤	200m	200m	
西 防 砂 堤	400m	400m	

(2) 水域施設

名 称	計 画		施設の現況		備 考
	計 画	面 積	計 画	面 積	
中 央 航 路	－14m～－15m	94.3ha	－14m～－15m	92.3ha	
東 地 区 航 路	－3m	2.0ha	－3m	2.0ha	
東 地 区 泊 地	－3m	3.0ha	—	—	
	－7.5m	14.9ha	－7.5m	14.9ha	
	－10m	1.0ha	－10m	30.5ha	
	－12m	1.3ha	—	—	
東 地 区 航 路・泊 地	－10m	4.9ha	－10m	4.9ha	
	－12m	27.5ha	—	—	
中 央 地 区 泊 地	－7.5m	17.4ha	－7.5m	17.4ha	
	－13m	23.6ha	－13m	23.6ha	
中 央 地 区 航 路・泊 地	－13m	4.2ha	－13m	4.2ha	
中 央 水 路 地 区 泊 地	－5.5m	3.2ha	—	—	
	－7.5m	3.0ha	－7.5m	3.0ha	
	－10m	13.3ha	－10m	5.5ha	
中 央 水 路 地 区 航 路・泊 地	－10m	59.1ha	－10m	47.9ha	
西 地 区 泊 地	－12m	1.1ha	—	—	
	－14m	1.6ha	－14m	1.6ha	
西 地 区 航 路・泊 地	－12m	14.8ha	—	—	
	－14m	40.3ha	－14m	40.3ha	

(3) 係留施設

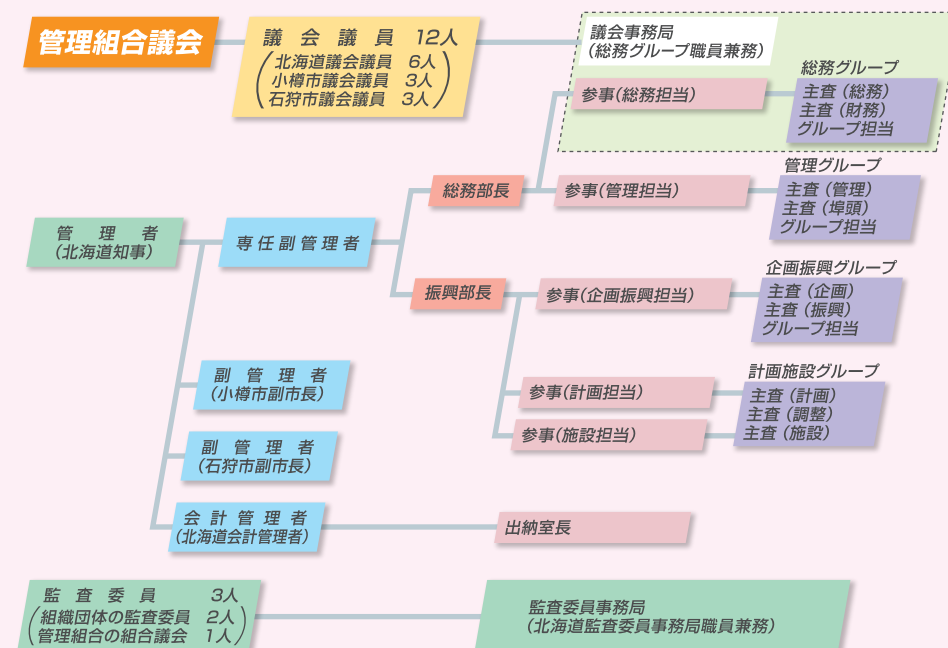
地 区 名	公 専 別	岸壁(－5.5m以上)						備 考
		計画延長			整備済延長			
		水 深	バース数	延 長	水 深	バース数	延 長	
樽 川 ふ 頭	公	－5.5m	2	200m	—	—	—	
		－7.5m	3	390m	－7.5m	3	390m	
		－10m	2	370m	－10m	2	370m	
花 畔 ふ 頭	公	－7.5m	1	220m	－7.5m	1	220m	うち1バース耐震強化岸壁
		－10m	6	1,050m	－10m	3	540m	
東 ふ 頭	公	－7.5m	2	260m	－7.5m	2	260m	
		－10m	1	185m	－10m	1	185m	
		－12m	1	240m	—	—	—	
西 ふ 頭	公	－12m	1	240m	—	—	—	
		－14m	1	280m	－14m	1	280m	
中 央 ふ 頭	専	－7.5m	6	865m	－7.5m	6	865m	
		－13m	1	—	－13m	1	—	
計			27	4,300m		20	3,110m	

(4) 港灣機能施設

施設名	名称	規模	備考
上屋	公共上屋花畔2号	面積2,000㎡(庇5m付き)	平成8年11月完成
上屋	公共上屋花畔3号	面積4,000㎡(庇11.5m付き) (内、<ん蒸施設 1,000㎡ 定温施設 308㎡ コナフ리트ステーション 325㎡)	平成11年1月完成 (<ん蒸施設 平成11年3月完成 定温施設 平成18年3月完成 コナフ리트ステーション 令和2年3月完成予定)
上屋	公共上屋樽川1号	面積5,000㎡	平成3年9月完成
上屋	公共上屋樽川2号	面積4,000㎡(庇9.5m付き)	平成8年2月完成
ひき船	かむい	171G/T, 3,600PS	石狩湾新港サービス(株)
荷役機械	リーチスタッカー	最大荷重42t	平成29年6月配備
	ガントリークレーン	スプレッド下定格荷重30.5t	平成13年12月配備
計量器	トラックスケール	載台寸法3m×15m秤量50t	平成8年8月完成
電気施設	冷凍コンテナ用コンセント	440V2300t/220V120t	令和元年12月現在

石狩湾新港の港湾管理者は、昭和47年10月から昭和53年3月まで北海道が単独で行ってきましたが、昭和53年4月1日、本港港湾区域に地先水面を有する小樽市と石狩町(現、石狩市)が共同管理者として加わり、北海道との三者による石狩湾新港管理組合(一部事務組合)が設立され、今日に至っています。

(1) 石狩湾新港管理組合組織構図



(2) 湾章



制定
昭和57年8月1日

デザインの説明

中心部の波形は日本海の波を表現し、左上に伸びる2本の細長い三角形は港を表わすとともに、石狩湾新港の未来への発展を表徴したもので、このデザイン全体が頭文字の「石」を表わしています。

石狩湾新港管理組合

Ishikari Bay New Port Authority

〒061-3244 北海道石狩市新港南2丁目725-1
Phone:(0133)64-6661 FAX:(0133)64-6666
725-1 Shinko-Minami 2 chome,Ishikari,Hokkaido Japan
〒061-3244
Phone +81-133-64-6661 FAX +81-133-64-6666
<http://www.ishikari-bay-newport.jp>
E-mail port@ishikari-bay-newport.jp

(令和2年2月作成)